仙形県公報

令和3年1月29日(金) 第175号

毎週火・金曜日発行

	- 1
Ħ	次
\vdash	ν ,

	_	口	1)\				
		15					
		規	則				
○山形県工業技	支術センター設備の一部使用	に関する規則	川の一部を改正	する規則…(工業戦略技	(術振興課)	75
		告	示				
○指定介護予隊	方サービス事業者の指定			…(庄内総合	·支庁地域保	:健福祉課)	76
○平成7年3月	月県告示第264号(山形県工美	業技術センタ ・	一手数料条例に	こよる手数料の	の額)の		
一部改正				(工業戦略技	(術振興課)	…同
	業計画の決定						…同
	成果の認証						$\cdots 77$
	良事業に係る換地処分						
	の変更					設総務課)	…同
	の開始					,	…同
	こ係る都市計画の変更の図書						
○山形県指定会	金融機関等県公金取扱規程の	一部を改正す	- る規程		····· (会	計 局)	79
		公	告				
○○和 5 左座/		部生になっか	4 タ ナ ナ カ ナ カ カ カ カ	土の次わない			
	山形県物品等及び特定役務の 					同)	…同
因りのプロ					([F] <i>)</i>	H]
	_	 規	則				
	_	796	<u> </u>				
山形県工業技術	析センター設備の一部使用に	関する規則の	一部を改正す	る規則をここ	に公布する	١.	
令和3年1月	月29日						
			山形県知	事 吉	村	美栄	7
山形県規則第1号	号						
山形県工業	業技術センター設備の一部使	用に関する規	則の一部を改	正する規則			
山形県工業技術	析センター設備の一部使用に	関する規則	(昭和27年11月	県規則第69号	·) の一部を	次のようし	こ改正す
る。							
別表中「	恒温器		24時間	360円 を			
M3X 1	巨加山		1.1 (H)	20011			
	恒温器	24時間	360円				
	ファーメンター	1 時間	470円				
	微生物分類同定分析装置	30分	7,310円				
	洗米機	30分	50円	に改める。			
	遠心分離機	30分	590円				
	全自動糖分析装置	30分	3,580円				
	醸造成分分析装置	30分	410円				
1				1			

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

山形県告示第67号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
左阴 今 牡 江 か 7、	ほなみ調剤薬局	介護予防居宅療養	令和 3. 1.20
有限会社ほなみ	鶴岡市ほなみ町7番1号	管理指導	〒17H 3. 1.2U

山形県告示第68号

平成7年3月県告示第264号(山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額)の一部を次のように改正し、令和3年2月1日から施行する。

令和3年1月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

2分析の項の表中 |

赤外分光分析 1分析 5,240円 を

微生物分類分析	1試験1試料	9,870円
グルコース分析	1試験1試料	910円
酒精計分析	1試験1試 料	5,760円
赤外分光分析	1分析	5,240円

に改める。

山形県告示第69号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和2年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和3年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
	飯塚町、大字下椹沢、西原二丁目及び大字志戸田の各一部	令和2年3月2日か ら令和3年3月31日 まで
山形市	大字十文字、大字大森、大字青柳、飯塚町、横道、八日町、大字漆山、大字風間及び上柳の各一部	令和2年5月26日か ら令和3年3月31日 まで
	大字上椹沢、西原一丁目及び大字下反田の各一部	

*	沢	市	笹野本町、笹野町及び古志田町の各一部	令和2年5月26日か ら令和3年3月31日 まで
在鳥	岡	市	谷定の一部	同
酒	田	市	生石及び北俣の各一部	同
上	Щ	市	美咲町一丁目、美咲町二丁目、矢来一丁目、矢来二丁目、矢来 四丁目、南町、石堂及び長清水一丁目の各一部	令和2年3月2日か ら令和3年3月31日 まで
長	井	市	今泉及び河井の各一部	令和2年5月26日か ら令和3年3月31日 まで
	atr.	-1-	大字蔵増の一部	令和2年3月2日か ら令和3年3月31日 まで
天童	市		大字藤内新田及び大字蔵増の各一部	令和2年5月26日か ら令和3年3月31日 まで
	台	m+	大字高畠の一部	令和2年1月16日か ら令和3年3月31日 まで
高畠			同	令和2年5月26日か ら令和3年3月31日 まで
白	鷹	町	大字萩野の一部	同
飯	豊	町	大字萩生の一部	同

山形県告示第70号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 令和3年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称 大江町
- 2 調査を行った期間 平成29年4月3日から平成31年3月19日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称 大江町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域 大字沢口、大字柳川及び大字貫見の各一部
- 5 認証年月日 令和3年1月18日

山形県告示第71号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営たらのきだい地区土地改良事業に係る換地処分をした。

令和3年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第72号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年1月29日から同年2月12日まで縦覧に供する。

令和3年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
天童市大字乱川字新屋敷207番2から	旧	8.5 メートル	メートル 57	
同 209番まで		IH	7.6	57
天童市大字乱川字新屋敷207番から	新	10.3 メートル	同上	
同 209番まで		材	8.5	III T

山形県告示第73号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年1月29日から同年2月12日まで縦覧に供する。

令和3年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 天童市大字乱川字新屋敷207番から

同 209番まで

3 供用開始の期日 令和3年1月29日

山形県告示第74号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき三川町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 三川都市計画下水道
 - (2) 名 称 三川町公共下水道
- 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

山形県告示第75号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

会和3年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

 # 寒河江支店
 寒河江市本町一丁目4 # 寒河江中央 査16号

 別表第5中
 # 大字寒河江字 # 内の袋146番地

	IJ	寒河江支店	寒河江市本町一丁目7	"	寒河江中央	
			番16号		支店	に、
'						
	IJ	石川支店	石川郡石川町字当町50	"	II.	
			番地の12			を
']
	IJ	石川支店	石川郡石川町字当町50	"	11	
			番地の12			
						リェコム・ム・フ
	山形口	中央信用組合	寒河江市本町一丁目7	"	寒河江中央	に改める。
		陵南支店	番16号		支店	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される令和3年度における山形県の物品等(工事材料を除く。)及び特定役務(建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。)の調達契約(以下「特定調達契約」という。)に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第5項の規定による審査(以下「資格審査」という。)を受け、有効期間が令和5年3月31日までの競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

令和3年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調達する物品等及び特定役務の種類

(1) 物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、その他

(2) 特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、個人用品及び家庭用品の修理のサービス、飲料提供サービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、運転手付きでない農業用機械及び設備のリース又は賃貸サービス、運転手付きでない建設用機械及び設備のリース又は賃貸サービス、運転手付きでない建設用機械及び設備のリース又は賃貸サービス、オペレーター付きでない事務用機械及び設備(コンピュータを含む。)のリース又は賃貸サービス、家具その他家庭用の器具の賃貸サービス、娯楽用品の賃貸サービス、その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス、一般経営に関する相談サービス、財務管理に関する相談サービス(事業税に関するものを除く。)、マーケティング管理に関する相談サービス、大材管理に関する相談サービス、生産管理に関する相談サービス、その他の経営相談サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、林業及び木材伐出業に付随するサービス(森林経営を含む。)、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス、成人教育サービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス、映画及びビデオテープの配給等のサービス

2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。) 又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者(加入する義務のない者を除く。) であること。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。
- 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

- 4 申請の方法
 - (1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。 また、山形県のホームページ (https://www.pref.yamagata.jp/) からもダウンロードできる。

(2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。 イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書

- 口 印鑑証明書
- ハ 納税証明書(山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)及び消費税の滞納がないことを証明するもの)
- ニ 使用印鑑届(使用印鑑を設定する場合に限る。)
- ホ 委任状 (競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。)
- へ 県内事業所一覧表(県内に事業所を有する場合に限る。)
- ト 印刷機材等設備明細書(印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。)
- チ 契約履行実績一覧表
- リ 営業許可・認可証等の写し
- ヌ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類(以下「財務諸表」という。)
- ル 暴力団排除に関する誓約書
- ヲ 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し
- (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

- 5 資格審査及び結果の通知
 - (1) 資格審査は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めたときは、資格者名簿に登載する。
 - (2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。

令和3年1月29日(金曜日)	山	形	県	公	報	第175号
6 資格の有効期間及び更新手続 (1) 競争入札参加資格の有効期間 資格者名簿に登載された日から会 (2) 有効期間の更新手続 (1)の有効期間の更新についてはること。						Eにより必要に応じて申請書を提出す

令和3年1月29日印刷 発行所 山 形 県 庁 令和3年1月29日発行 発行人 山 形 県

